明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○建築士法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一二）　一
○自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則及び独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令の一部を改正する省令（**同**一三）　二
〔告　示〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**一五）　四
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（**同**一六）　五
○外務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成二十七年外務省告示第四百十号）の一部を改正する件（**外務**四六）　五
○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十六第一項の規定に基づく特定投資指針を全部改正する件（**財務**五三）　一四
○中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産**四）　一六
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件（**経済産業**一六）　一七
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（**国土交通**一一〇）　二〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○**国土交通省令第十二号**

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）を実施するため、建築士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫